

都市公園制度制定 150 周年記念 2023 (第 12 回) いちのみや秋の緑化フェア 出店要領 4 (青空フリーマーケット)

「いちのみや秋の緑化フェア」は、木曾川の清流のもと緑と自然の空間の中で市民参加型のイベントとして、公園の利用促進及び緑化の推進を図ることを目的に開催します。

都市公園制度制定150周年記念2023(第12回)いちのみや緑化フェアの一環として資源の有効活用、ごみの減量に対する認識を深めることを目的に開催するフリーマーケットの出店については、以下のとおりとします。

1 開催日時について

令和5年10月14日(土)、15日(日) 午前9時30分から午後4時

2 出店品目について

- (1) 一般家庭の不用品(再利用できるもので新品又は新品に近いもの)を出品してください。
- (2) 法律で禁止されているもの、品質保証できないもの(動物・植物・化粧品・食料品・薬品等)、公の秩序又は善良な風俗に反するもの、安全性・社会性等の観点から主催者が不適切と判断したものは販売できません。

3 出店について

- (1) 出店数: 各日14店
- (2) 出店区画: 奥行3.0m×間口3.0m

4 出店対象者について

市内在住で18歳以上の方のみとします。また、業者の方及び一宮市暴力団等排除に関する条例で定める暴力団等は出店できません。

5 申し込み方法について

- (1) あいち電子申請・届出システムで事務局へ申し込みするものとします。
- (2) 〆切は、令和5年8月24日(木)とします。
- (3) 申し込みは1家族1店に限ります(重複申し込みは無効となります)。
- (4) 出店決定後、当選通知及び出店料の入金依頼をメールにてお知らせします。
※申し込み者が多数の場合は抽選とします。

6 出店料について

- (1) 1日: 1,000円(1区画)
- (2) 出店料は、別に定める日までに銀行振込又は平日午前9時から午後5時までに直接持参するものとし、出店申し込み以降取り消しの申し出があった場合でも、返金いたしません。
- (3) 主催者が本出店要領の「9 開催の中止について」により中止し、出店できなかった場合は、返金いたしますので、中止のお知らせ日から2週間以内の平日午前9時から午後5時までに事前連絡の

上、「10問合せ先」までお越してください。なお、お越しいただけない場合は、振込による返金も可能です（振込手数料は出店者負担）。

7 搬入・搬出について

- (1) 出店物品等の搬入・搬出に要する一切の経費は、出店者の負担とします。
- (2) 出店ブースの装飾や搬入・搬出にかかる費用については、出店者の負担とします。
- (3) 搬入時間：出店当日の午前8時15分から9時
- (4) 搬出時間：午後4時30分から6時
午前9時から午後4時30分までは、会場内への車両の乗入れはできません。
ただし、公園管理者の指導により変更することがあります。また、午後5時以降は138タワーパークへの車両の乗入れは出来ません。
- (5) 会場内へ車両を乗り入れるときは、必ずハザードランプを点灯し、徐行（5km/h以下）で走行してください。
- (6) 搬入車両の駐車は、出店者用の駐車場をご利用ください。ただし、1出店者につき1台のみとします。

8 出店の注意事項について

- (1) 出店ブースには、何も準備されていません。テント、敷物、椅子、ハンガー、釣銭等の必要なものは出店者でご用意ください。
- (2) 出店当日は、必ず事前に郵送する参加決定通知書兼領収証及び資材搬入車両通行証を持参ください。
- (3) 主催者は、会場全般の管理を行います。
- (4) 出店商品等の管理については、出店者が一切の責任を負うものとし、盗難・紛失、損傷等による損害に対し、主催者は賠償の責任を負わないこととします。
- (5) 出店者は、整理整頓に努め、ゴミ等は自己の責任で処理してください。
- (6) 出店に係るトラブルは、原則、出店者と来場者との当事者間で解決してください。これに関連し、来場者から問合せ等があった場合、内容に応じて出店者の連絡先を伝える場合があります。
- (7) 出店商品等の販売及びPR活動は、主催者の指定した出店ブース内で行ってください。
- (8) 義援金等の募金活動は禁止します。
- (9) 販売した商品について、苦情等があった場合、当該出店者が一切の責任を負うこととします。
- (10) 出店者は、自身の出店ブース以外で会社名等の営業を目的とした看板、のぼり旗等を設置しないでください。
- (11) 出店者は、自身の出店に関わる全ての内容（出店商品等の管理・金銭管理・運営等）について責任をもって対応してください。また天災、その他の不可抗力によって発生した事故（損傷、焼失、盗難、紛失等）については、主催者は一切の賠償責任を負わないこととします。
- (12) 自然災害が発生又は予想される場合や社会情勢等により、主催者が開催の中止をした場合においても人件費、商品等の一切の補償はしません。
- (13) その他、主催者の指示に従わない場合は、退店していただく場合があります。
併せて、次回からは出店を拒否させていただくこともあります。

9 開催の中止について

以下の場合、開催を中止します。中止の場合は、Facebook・Twitter・Instagram の公式 SNS でお知らせします。

- (1) 開催日前に、一宮市で震度 5 以上の地震が発生し、地震の影響があると判断した場合。
- (2) 開催日当日午前 7 時に、一宮市で大雨・暴風・洪水警報のいずれかが発令されており、開催開始時間以降も警報が継続すると予想される場合。
- (3) 開催時間中に、一宮市で大雨・暴風・洪水警報のいずれかが発令された場合。
- (4) 開催時間中に、一宮市で震度 5 以上の地震が発生した場合及び南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合。
- (5) その他イベントの準備又は安全な運営に支障があると判断した場合。

10 問合せ先

〒491-8501 一宮市本町 2-5-6

一宮市まちづくり部公園緑地課 緑化・景観グループ内

いちのみやリバーサイドフェスティバル運営協議会事務局

担当：内藤、春日井、宮崎

Tel：0586-28-8636（開催期間中：080-2614-7493）

Fax：0586-73-9218

電子メール：kouen@city.ichinomiya.lg.jp